

長泉町在宅福祉総合センター居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会が開設する長泉町在宅福祉総合センター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう公正中立に行う。

2 利用者の意思を尊重し、利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう配慮した居宅サービス計画の作成に心がけます。

3 様々なニーズに応じた総合的なサービスが提供できるよう関係機関と綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 長泉町在宅福祉総合センター居宅介護支援事業所

(2) 所在地 静岡県駿東郡長泉町下土狩971番地（長泉町在宅福祉総合センター1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員又は主任介護支援専門員 常勤2名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(3) 事務職員 常勤兼務 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間は午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。
(指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法と内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

介護支援専門員は定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類：利用者の状況を勘案し、課題分析23項目に書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅その他必要と認められる場所において開催し、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、長泉町の区域とする。

(苦情処理・ハラスメント処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での指定居宅介護支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第13条 事業所は利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害時において、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い変更するものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、必要な研修及び訓練を定期的実施していくものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長泉町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。